

知って得する賃貸住宅経営

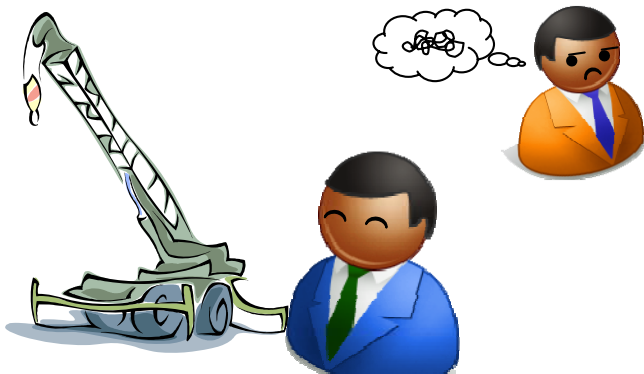
2008.2.1号

遺産分割協議のやり直し

父親が死んで、遺産分割協議を滞りなく済ませた兄弟がいました。この遺産分割協議に基づいて相続税の申告も期限内にちゃんと済ませています。

★ショッピングセンターの建設

ところが、半年ほど前に兄が相続した土地と道一つ隔てたところに大型ショッピングセンターの建設が始まりました。ご他間にもれず、兄の土地はみるみる地価が上昇していきました。遺産分割に当っては兄弟で充分話し合ったつもりでいましたが、弟はなんだか腑に落ちません。というのも弟は、もともとその土地は兄弟で半分ずつ相続した方がいいと主張していたのですが、ついに兄には聞き入れてもらえず諦めたという経緯があるからです。そこで弟は兄に遺産分割協議のやり直しを求めました。相続登記もまだであったことから兄は弟の申し出を受け、その土地の所有権の半分は弟の持分とすることにしました。



★税務調査の結果・・・

その直後に税務調査がありました。相続税の申告そのものは認められましたが、調査に際してはこの遺産分割協議のやり直しが問題となりました。税務署は兄から弟への贈与があり、弟はその贈与について贈与税の申告をしなければならなかったということです。兄としては、弟との間で遺産分割協議のやり直しはしましたが、弟に贈与した意識は一切ありません。弟としても、父親から相続したものはあっても、兄から何かをもらったなどという意識は毛頭ありま

せん。相続税をちゃんと払った上に、贈与税まで払うというのは納できません。

★遺産分割協議は「やり直し」できません

ここで相続の手続きについて考え直してみます。被相続人である父親の遺産は、その相続開始（死亡）によって、一旦、共同相続人（この場合、兄と弟）の共有状態になります。遺産分割協議はこのような共有状態にある遺産をそれぞれの相続人に具体的に特定、帰属させる行為といわれています。

遺産分割協議の効果は、遺産分割という法律行為そのものに何らかの瑕疵がない以上、相続登記の有無にかかわらず、遺産分割協議書に相続人全員の署名捺印が揃った時点で、有効に成立します。その後で遺産分割協議を行なった当の本人たちがいくらやり直しをしようとしても、一旦は必ず成立してしまうのです。言い換えれば、一旦法律的に問題なく成立した遺産分割協議を「やり直す」という考え方自体が存在していないのです。

先の兄弟の例は

- ① 父から兄への相続
- ② 兄から弟への贈与

という、2段階に分解して考えなければなりません。

税務調査では①は問題ないけれども、②については無申告ですと指摘を受けたものと考えられます。

この例では、遺産分割協議そのものに法律的な問題があったとは言えず、むしろ遺産分割協議後に生じた地価の高騰を受けて、兄弟が当初の合意を修正したと考える方が自然です。遺産分割協議は「やり直し」できませんので、やはり十分な協議を尽くすことが大切です。そして、どうしても「やり直し」したい時には、この例のように贈与税がかかることを覚悟の上で・・・